

平成28年度 第2回広島県教科用図書選定審議会 議事録（概要）

- 1 開催日時 平成28年6月8日（水） 午後1時～午後3時00分
- 2 開催場所 広島県庁東館6階 審理審問室
- 3 出席者 20名
- 4 欠席者 なし

5 内 容

事務局	<p>（本会議の進行及び資料について説明）</p> <p>この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第1回選定審議会の際に、第2回は第1回と同様に傍聴及び議事録を公開、第3回は議事録のみ公開することを確認済みである。</p>
会 長	<p>本日は、平成29年度用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書「選定資料」について、御審議いただく。このことについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（平成29年度用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定資料（案）について説明）</p> <p>この選定資料は、義務教育諸学校の無償措置に関する法律第10条の規定により、県教育委員会が教科用図書採択権者に対して適切な指導助言又は援助を行うため作成するものである。</p> <p>第1回選定審議会でも説明したとおり、知的障害者である児童生徒については、検定済教科書がなく、また、文部科学省著作教科用図書についても、国語、算数（数学）、音楽のみの発行となっており、主たる教材としての教科用図書は、一般図書から選定、採択することになる。</p> <p>文部科学省が作成する「平成29年度用一般図書一覧」に掲載されている図書は、平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、かつ発行者が平成29年度においても引き続き当該図書の発行・供給を予定しているものを収録したものである。文部科学省において、教科用図書として適・不適の判断を加えているものではない。このことから、教科用図書の選定に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階を的確に把握した上で、知的障害特別支援学校の学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らしてどのような力を付けることが課題であるかを考慮して図書の選定に必要があり、十分な調査研究が必要となる。</p> <p>「選定資料」は、調査研究の参考にしていただくことを目的として県教育委員会が作成するものである。今年度は、平成29年度用一般図書一覧に新たに掲載された9点の図書を調査研究し、その結果を掲載している。</p> <p>「選定資料」の内容についても教科用図書としての適・不適について判断したものではない。県教育委員会が任命した調査員が調査研究を行い、後ほど説明する4つの観点に基づいて、客観的に判断した図書の特徴を、調査研究結果として一覧にまとめたものである。</p>

本審議会で審議いただき、会長より答申を頂いた後、県教育委員会から関係者に配付したいと考えている。

資料3の平成29年度用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書に係る選定資料の作成について説明する。

第1回選定審議会でも御説明したとおり、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、

- ① 小学校、中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書を使用することが適当でない場合
- ② 特別支援学校の小学部・中学部において検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合
- ③ 特別支援学校の小学部・中学部において重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

の3つの場合に限り認められる教科用図書のことで、一般図書と呼んでいる。

資料3の15ページ以降に「平成29年度用一般図書一覧」を記載している。ここに登載されている図書は325点である。このうち316点は平成28年度用一般図書一覧に登載されており、すでに調査研究済みである。よって選定資料は新たに一般図書一覧に登載された9点について調査研究したものとなっている。

選定資料は、4つの観点から調査研究を行っている。

1つ目の観点である「内容の特徴・程度」については、児童生徒の生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であり、学習指導要領に示されている各教科の目標・内容と適合しているか、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した内容であるか、の2項目を挙げている。

2つ目の観点である「構成・配列・分量」については、児童生徒の興味・関心を高める構成・配列・分量となっているか、内容が系統的・段階的に配列されており、無理なく学習することができるか、の2項目を挙げている。

3つ目の観点である「表現・表記」については、絵や文字、配色等が児童生徒の興味・関心を高めるとともに、内容が理解しやすいよう工夫されているか、としている。

4つ目の観点である「印刷・製本」については、紙質や装丁、大きさは扱いやすく丈夫であるか、としている。

調査研究に当たっては、具体的な事例を挙げるなど、各教科用図書の特色を浮き彫りにするよう工夫すること、単に、一般的な感想又は見解、優劣について述べることを避け、客観的に明らかにし得る事柄を述べること、使用する児童生徒の発達段階に適するか判断するための表示をすること等に留意した。

資料1の3ページに調査研究した9点を示した。

資料1の4ページから6ページの教科別一覧を御覧いただきたい。

ここでいう教科とは、特別支援学校学習指導要領第2章第1節第2款及び第2節第2款知的障害者である児童及び生徒に教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容で示されている教科のことである。

具体的には、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部では、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育がある。同じく中学部では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語がある。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部及び中学部では、小学校と中学校と同じ名称の教科や異なる教科がある。

例えば小学部の生活と小学校の生活は同じ名称であるが、目標や指導内容はそれぞれ異なる。また、中学部の職業・家庭は中学校の技術・家庭とは異なり、職業教育の内容も扱う。

一般図書は検定済み教科書のように各教科の目標を達成することを目的に作成されたものではないため、各教科の主たる教材となると判断した教科を一覧に記載した。

資料1の7ページからは発行者別一覧である。9点の図書を発行者順に一覧にし、先ほど御説明した4つの観点に基づいて行った調査研究内容を具体的に示している。

記載上の留意事項について説明する。

8ページの上部にある番号は、平成29年度用一般図書一覧にある発行者、図書の順に記載している。

発行者名は資料3の2ページにある発行者略称で示している。

書名は、図書名を記載しており一般図書一覧と一致している。

著者は、絵と文それぞれに記載がある場合は両方とも記載し、著者名がない図鑑等は編集者名や監修者名を記載している。

定価は図書に記載されている本体価格を記載した。

内容の特徴・程度の項目に示している発達段階は、原則図書等に記載している対象の年齢を示した。記載のないものは出版社のホームページで確認したり、問い合わせたりした。

「構成・配列・分量」のページ数は、図書に示されているページ数である。

「表記・表現」の文字の書体及び大きさは、その本の代表的な書体及び大きさを記載した。資料3の11ページから示している教科用図書における文字の書体及び大きさを参考にした。

「印刷・製本」では、図書の大きさをタテ×ヨコで、5ミリ単位で示している。

「教科」の欄は、当該図書が主たる教材として適すると考えられる教科名を記載しました。複数の教科を示したものは、当該図書がより主たる教材となると判断した教科順に記載している。

発行年は、図書に記載している初版年を元号で記載している。

資料3の14ページを御覧いただきたい。

ここには、平成28年度用一般図書一覧に登載されていた図書のうち、平成29年度用一般図書一覧に登載されなかった図書9点を示している。絶版や改訂などにより教科用図書として安定した供給ができない等の理由によるもので、選定の際に留意する必要があることから記載している。

以上で、平成29年度用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定資料（案）について説明を終わる。

会 長	事務局からの説明について、質問及び意見はないか。
会 長	平成28年度一般図書一覧に記載されていたが、平成29年度に削除された図書がある。既に使用している学校はそのまま使用してもよいのか。内容が不適切ということはあるか。
事務局	供給不能や絶版になった等の理由が主で、文科省から不適切な内容が理由での非登載となった例は聞いていない。継続使用については問題ないと考えている。
会 長	他に質問等はないか。
委 員	なし。
会 長	今回の選定資料で新たに加わった一般図書を実際に見ながら、意見交流をしていただく。意見交流について事務局の説明をお願いします。
事務局	(意見交流のグループ編成等について説明する。)
会 長	意見交流を始めていただきたい。 (意見交流をする。〔約30分〕)
会 長	意見交流を終えていただきたい。各グループの意見を発表していただく。
委 員	(各グループの意見を発表) <ul style="list-style-type: none"> ・「ぐりとぐらの1ねんかん」は平成9年発行の図書だが、今までなぜ記載されていなかったのかが疑問である。 ・どの図書も文字の大きさ、細かい描写、仕掛け、色使い等の工夫が見られる。 ・文字ゴシック、丸ゴシック等が使用され、「とめ」「はね」の扱いはどうかという意見があったが、興味関心を引く字体を使用することで、発達段階に応じて使用する漢字を習得させていくことにつながるのではという意見もあった。 ・鞆に入るサイズであるか、重さが適切であるかも重要ではないか。 ・発達段階に応じて使われることが重要である。 ・3Dのような仕掛けも興味関心をひくのではないか。 ・表紙は丈夫なのがよい。丈夫な図書は使い勝手がよいと思う。 ・カラーの図や写真が多く使用されている。興味関心の喚起につながる。 ・仕事に関する図書は職業観の育成につながる。 ・本の内容が教科のどの内容に合っているかが分かりにくいものがあった。 ・「はじめてのこうさくあそび」の作品の数が27種類と示されているが、実際に数えるとそれ以上あるのではないか。
会 長	他に質問や意見等はないか。
委 員	紙質の耐久性の表現は基準が明確でないのではないか。 他にも内容の特徴・程度の項目において、主観が入った記述の箇所がある。 「回答」の表記はこれでよいか。

会 長	質問等について事務局から説明をお願いします。
事務局	「ぐりとぐら」はシリーズで発行されている。シリーズの数冊はすでに一般図書一覧に記載されている。今回はこの図書が追加されたと思われる。 御指摘を受けた数や種類，客観的な表記等について，この後，検討し，修正する。
会 長	表記，表現の統一についてお願いします。
委 員	質問等はないか。
会 長	なし
会 長	事務局から追加の説明があるか。
事務局	なし。
会 長	全体を通して意見や質問等あるか。
委 員	なし
会 長	本日いただいた意見をもとに，選定資料を修正の上，内容を確認した後，県教育委員会に答申をしようと思うが，それでよいか。
委 員	よい。
会 長	以上で議事を終了する。これより，進行を事務局にお返りする。
事務局	「選定資料」については，修正後，会長から答申いただいた後に，県教育委員会で作成したものを採択関係者に送付する。